**健康保険証、マイナ保険証移行に伴うFAQ　（2025/9/5 更新）**

**マイナ保険証登録は義務ですか？**

義務ではありませんが強く推奨するというスタンスです。

**現在の健康保険証はいつまで使えるのでしょうか？**

現行の健康保険証は、経過措置として2025 年(令和7年)12月１日まで医療機関で使用することができます。それ以降は例外なく現行の健康保険証は使用できません。

**現行の健康保険証は2025年12月以降に返却するのでしょうか？**

返却の必要はありません。病院では使えなくなるため、ご自身で破棄等をお願いします。2025年12月１日までにご退職された場合は、今まで通り退職時返却物としてご返却いただきます。

**マイナ保険証を登録しない場合どうなりますか？**

2025年12月2日以降は、現行の健康保険証は使用できませんので、マイナ保険証を登録していない人には、別途「**資格確認証**」を12月1日までに送付いたします。資格確認証を病院窓口で提示すれば今まで通り医療受診が可能です。資格確認証は、マイナ保険証が未登録の方を健保組合で抽出して、個別に会社経由で送付いたします。資格確認証の発行に申請は必要なく、マイナ保険証の登録をしていない人を健保組合で抽出して発行します。

送付された資格確認証を紛失・破損の場合の再発行は健保組合に依頼。再発行手数料１枚につき1000円が必要。

**資格確認証はどのような形状で、どのような情報が記載されていますか？**

資格確認証はコピーガードされたA4紙です。1年から１年半の有効期限があります。今までの健康保険証と同じ情報表示が、資格確認証にも記載されています。資格確認証は、健康保険証やマイナンバーカードのような小型のプラスチック製ではなく、A4の紙なので、携帯性は悪くなります。また紛失リスクや個人情報保護リスクもマイナ保険証や従来の保険証よりも高くなります。

（イメージ）



**マイナ保険証の登録をせず、資格確認証を発行されたのちに、マイナ保険証を登録した場合は、どちらでも医療機関の受診ができるのでしょうか？**

医療機関の受診はどちらでも可能ですが、資格確認証を発行した後に、マイナ保険証を登録した場合は、資格確認証を返却いただくことになります。2重持ちはできません。ご返却いただけない場合は、会社経由で督促となります。

**マイナ保険証を持つことのメリットと持たないことのデメリットは？**

持つことのメリットは、過去の医療・投薬の履歴に基づき、正確なデータに基づくより良い医療を受けることができるほか、医療機関等の窓口で高額な医療費が発生した場合に、限度額適用認定証の発行を申請しなくとも、外来の窓口で限度額を超える支払の免除が受けられるなどのメリットがあります。

また、マイナポータルから保険医療・調剤を受けた記録を確認することができるため、確定申告等において、領収証を保管・提出する必要がなく、簡単に医療費控除申請の手続が行えます。　事務処理的な観点では、転職時などに健康保険組合が変わった時の情報のスムーズな連携などがあげられます。

持たないことのデメリットは、代わりとなる資格確認証の使い勝手の悪さや、適正な医療が受けれない、　破損や紛失の時に速やかに再交付ができない。転職時など健康保険組合が変わった時にスムーズに情報がひき継がれない。個人情報保護の観点でリスクがある。退職時、マイナ保険証登録時に資格確認証の返却が必要などの手間などがあげられます。

また、2025年度においては、インフルエンザ予防接種補助金(11月から申請受付)をマイナ保険証登録者と未登録者において異なる基準が適用される予定です。詳細はけんぽだよりや健保ホームページで発表いたします。

それ以外の保健事業において異なる基準適用は、2025年度は予定していません。

**P&Gのマイナ保険証の登録率は？**

2025年9月時点で81%です。全国平均は72%となっています。

**マイナ保険証を登録していない場合、健保組合から会社・上司に自分のことが連絡されますか？**

事務的な手続きを行うために、事務を取り扱う社内部署とは情報連携します。上司や部門に個別情報の連絡がいくことはありません。

**マイナ保険証の登録をしていない場合、資格確認証はいつ送付されますか？申請の手続きは必要でしょうか？**

マイナ保険証の登録をしていない方々について、2025年11月上旬時点の情報で、資格確認証を11月末までに順次発送させていただく予定です。申請手続きは不要です。

**マイナ保険証になると、自分の被保険者番号をどのように確認するのでしょうか？**

マイナンバーカードのアプリであるマイナポータルにアクセスすると、ご自身の情報を確認できます。　[マイナポータルアプリ | デジタル庁 ウェブサービス・アプリケーション](https://services.digital.go.jp/mynaportal-app/)

**マイナ保険証を持つことにより情報漏洩のリスクなどはないのですか？**

マイナ保険証（マイナンバーカード）自体に個人の医療情報などが入っているわけではなく、マイナ保険証に入っている電子ICチップを鍵として、本人の資格情報や医療情報を照合したり、登録したりすることになります。マイナ保険証を紛失してもICチップを盗んだり偽造することは不可能に近いので、情報漏洩や事故のリスクは極めて低いと言えます。一方で健康保険証や資格確認証は顔写真はなく、電子認証もないので、なりすましや、紛失時に利用されるリスクは高く、より個人情報漏洩や事故のリスクは確実に高くなります。

以上